

## 「北広島市児童福祉施設等従事者慰労金」申請のご案内

### 1. 目的

新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態宣言期間において、北広島市内の児童福祉施設等に勤務する職員が、自らも感染するリスクがある中、継続的に児童の保育等を担い、市民生活を支えていただいていることに対し、心からの感謝の気持ちとともに慰労金を支給します。

### 2. 対象施設・事業

北広島市内の保育所等（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設）幼稚園、放課後児童健全育成事業（学童クラブ）、児童養護施設、児童自立生活援助事業、ファミリー・サポート・センター事業 等

### 3. 対象者

北海道が緊急事態宣言を発出した令和2年2月28日から国の緊急事態宣言が解除された同年5月25日までの間に、北広島市内の対象施設・事業において、子どもと一定程度接する機会がある業務に通算10日間以上従事した方。

\* 「子どもと一定程度接する機会」とは、身体的接触に限るものではなく、「対面する・会話する・同じ空間で作業する」場合も含まれます。

\* 退職した方も対象となります。

\* 雇用形態等による限定はありません。上記に該当する場合、正職員、パート職員、派遣職員、委託業者の職員についても給付対象となります。（ただし、公立保育園の正職員を除きます。）

\* 職種による限定はありません。上記に該当する場合、調理員、事務職員、清掃員等についても給付対象となります。

\* 国が実施する慰労金（医療分、介護分、障がい分等）や他の自治体の慰労金を受給した（する）方は、本慰労金の対象となりません。

## 4. 給付額

1人につき5万円

慰労金の給付は、1人につき1回に限ります。

## 5. 申請から給付までの流れ

### < 申請手続き >

現在対象施設等で勤務されている方は、申請書に必要書類を貼付の上、勤務先の施設等を通じて申請してください。施設等は、職員等が要件に該当していることの勤務証明を行った上で、申請書を取りまとめて、市子ども家庭課へ持参または郵送にてご提出くださいますようお願いいたします。

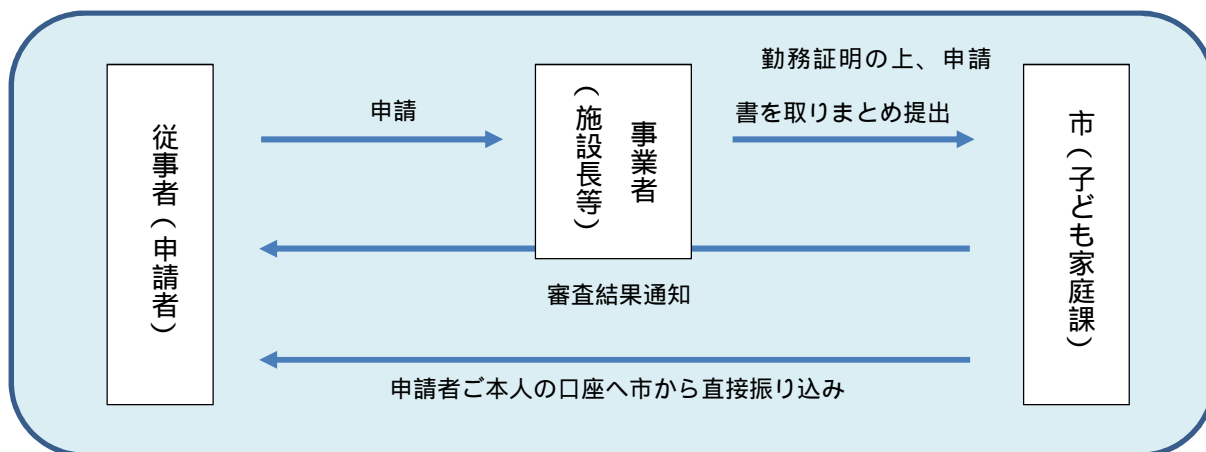
なお、既に退職されている方で施設を通じての申請ができない場合は、直接子ども家庭課へご提出ください。

### < 申請受付期間 >

令和2年11月2日(月)から12月28日(月)【当日消印有効】まで

### < 申請書提出先 >

〒061-1192 北広島市中央4丁目2番地1 北広島市役所2階  
北広島市子育て支援部子ども家庭課 宛



慰労金の給付希望者は、勤務先の施設長等を通じ申請書を提出してください。（退職された方についても原則同様。）

施設長等は申請書を取りまとめ、職員等が要件に該当していることの証明（勤務証明）を行った上で、市子ども家庭課へ持参または郵送にて提出してください。

市は、申請書類の内容を審査し、慰労金の給付の可否を決定し、その結果について施設長等を通じ、申請者本人に通知します。

給付決定後、申請者ご本人の口座に市から直接振り込みます。

## 6. その他

- \* 本慰労金は、非課税所得に該当します。
- \* 申請受付期間内に申請が行われなかった場合は、慰労金の給付を受けることを辞退したものとみなします。
- \* 申請書及び添付書類に不備等があり、令和3年1月29日（金）までに申請者に連絡・確認ができない場合は、本申請が取下げられたものとみなします。
- \* 慰労金の給付を受けた後に、慰労金の給付要件に該当しないことや、偽りその他不正の手段により慰労金の給付を受けたことが判明した場合は、慰労金を返還する必要があります。
- \* 慰労金の給付を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはいけません。
- \* ご不明な点がありましたら、北広島市ホームページまたは市子ども家庭課（011-372-3311 内線 2208）までお問い合わせください。